

■自己負担限度額および食事標準負担額■【令和８年８月から】

< 70歳未満の方、または70歳以上75歳未満の方を含む国保世帯全体 >

区分	所得要件※1	限度額(3回目まで)	4回目以降※2	年間上限※3	食事標準負担額(1食)
ア	旧ただし書所得※4 901万円超 または 住民税未申告者がい る世帯	270,300円＋ 医療費 901,000円を 超えた1%	140,100円	1,680,000円	550円
イ	旧ただし書所得 600万円超～901万円 以下	179,100円＋ 医療費 597,000円を 超えた1%	93,000円	1,110,000円	
ウ	旧ただし書所得 210万円超～600万円 以下	85,800円＋ 医療費 286,000円を 超えた1%	44,400円	530,000円	
エ	旧ただし書所得 210万円以下	61,500円		530,000円 ※6	
オ	住民税非課税世帯※5	36,900円	24,600円	290,000円	270円(入院90日まで) 220円(入院91日から)

※1 1月～7月の自己負担限度額：前年1月1日現在の住民税課税所得に基づき決定
8月～12月の自己負担限度額：当年1月1日現在の住民税課税所得に基づき決定

※2 過去12か月間に4回以上高額療養費に該当した場合の、4回目以降の自己負担限度額

※3 年間上限とは一年間(8月から翌年7月)の合計の一部負担金の限度額

※4 旧ただし書所得：総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡金額等の合計額から基礎控除額43万円を控除した額(雑損失の繰越控除額は控除しません)

※5 住民税非課税世帯とは、世帯主及び同一世帯の国保加入者全員が非課税の世帯

※6 旧ただし書所得86万円未満の場合は、年間上限410,000円を適用

■自己負担限度額および食事標準負担額■【令和8年8月から】

<前期高齢者70歳以上75歳未満の方>

区分	所得要件※1	限度額(3 回目まで)		4 回目以降※2	年間上限※3	食事標準負担額 (1 食)
		外来 + 入院(世帯単位)				
現役並 所得Ⅲ	課税所得 690 万円以上	270,300 円 + 医療費 901,000 円を超えた 1%		140,100 円	1,680,000 円	550 円
現役並 所得Ⅱ	課税所得 380 万円以上	179,100 円 + 医療費 597,000 円を超えた 1%		93,000 円	1,110,000 円	
現役並 所得Ⅰ	課税所得 145 万円以上	85,800 円 + 医療費 286,000 円を超えた 1%		44,400 円	530,000 円	
		外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)			
一般	課税所得 145 万円未満	22,000 円 (年間限度額 216,000 円※4)	61,500 円	44,400 円	530,000 円 ※5	550 円
低所得 Ⅱ	住民税 非課税世帯	11,000 円 (年間限度額 96,000 円※4)	25,700 円	24,600 円	290,000 円	270 円(入院 90 日まで) 220 円(入院 91 日から)
低所得 Ⅰ		8,000 円	15,700 円		180,000 円	130 円

※1 1月～7月の自己負担限度額:前年1月1日現在の住民税課税所得に基づき決定
8月～12月の自己負担限度額:当年1月1日現在の住民税課税所得に基づき決定

※2 過去12か月間に4回以上高額療養費に該当した場合の、4回目以降の自己負担限度額

※3 年間上限とは一年間(8月から翌年7月)の合計の一部負担金の限度額

※4 年間限度額とは一年間(8月から翌年7月)の合計の一部負担金(高額療養費の支給を受けた月は、8,000円又は11,000円又は22,000円まで)の限度額です(上限を超えた分は後から支給されます)

※5 課税所得28万円未満の場合は、年間上限410,000円を適用

●現役並み所得者とは・・・

同一世帯に、課税所得が145万円以上で、かつ後期高齢者医療制度に該当しない70歳以上75歳未満の方がいる方です。ただし、後期高齢者医療制度に該当しない70歳以上75歳未満の方の収入の合計が、次の金額であると申請したときは負担区分が一般となります

⇒単独世帯の場合、383万円未満の方

⇒二人以上の世帯の場合、520万円未満の方

●住民税非課税世帯とは・・・世帯主及び同一世帯の国保加入者全員が非課税の世帯

●低所得者Ⅱとは・・・世帯主及び同一世帯の国保加入者全員が住民税非課税の方

●低所得者Ⅰとは・・・

世帯主及び同一世帯の国保加入者全員が住民税非課税で、かつその世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を82.65万円として計算)を差し引いたときに0円となる方

【問合せ先】

足立区 国民健康保険課 給付担当
Tel 3880-5241(直通)